

建設工事関係

No.	提出書類 一覧表No.	質問事項	回答
1	No.2	申請書(様式第1号)の右上に「新規」と「更新」に○をつける欄の件ですが、2年前は登録せず、4年前に登録したことがあります。この場合は新規になりますか？	浦添市に過去1度でも登録したことがある業者は登録番号が附番されているため「更新」となります。よって、左記の場合は「更新」に○をつけ、登録番号を記載してください。
2	No.6	建設業許可が12月中旬で切れるが、どの書類を提出したら良いか？	12月1日の基準日で有効であれば提出して下さい。切れた後新しい許可証が届き次第変更届に添付して提出してください。
3	No.7	経営審査事項審査申請で工事完工高3年平均を選択している。そのため、今回提出する工事経歴書は3年分の写しでも構いませんか？	3年分の写しでも構いません。
4	No.8	現場専任配置技術職員有資格者名簿(様式第2号)は県の様式でもいいのか？	本市の様式で提出をお願いします。
5	No.8	免許は持っているが現場に配置されておらず、総務等での勤務をしている人がいるが、その人も記載するのか？	こちらの様式には、実際に現場に配置できる方のみの記載をお願いします。
6	No.8	70歳以上も技術者として記載してもいいか？	問題ありません。 提出書類一覧のNo.9に、「厚生年金保険 70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定通知書」もしくは「雇用保険被保険者証」を添付してください。
7	No.8	2つの会社に兼務している技術者がいるが、兼務しているもう1つの会社での申請はしないので、技術者として申請をしてもいいか？	どちらか一方の会社のみでの記入であれば構いません。業者間の重複登録をしないよう気を付けてください。 ただし、工事契約締結後、主任技術者等の常勤性を社会保険の状況で確認しているため、社会保険に加入している会社での申請が好ましいです。
8	No.8	2級建築施工管理技士と1級建築施工管理技士補を持っている職員がいる。どちらを書いたらいいか？	様式第2号には「上位のものだけ」と書いてありますが、この場合は両方書いてください。ただし、様式第5号の電算入力表には2級建築施工管理技士のみ「有資格者職員数調書」欄にカウントしてください。
9	No.9	手元にある標準報酬額決定通知書が9月に発行されているものだが、それでいいか？	構いません。 (通常、標準報酬月額は年1で見直されるので、通知書は7月～9月に発行されるものが最新。まれに、急な増額等により別月に見直される場合もあります)
10	No.10	経営管理者及び専任技術者名簿(様式第9号)は資格証の写しは必要か？	資格証の写しを添付してください。
11	No.15	建設業退職金共済制度に加入していない場合、提出書類はどうなるか？	建退共に加入していない場合でも、これに代わる退職金制度に加入しているか確認を行います。そのため、自社制度、中退共等、他の退職金制度に加入している場合は、その加入している証明書を提出してください。 ※様式第5号の電算入力表「建設業退職金共済組合」には『未加入』に☑を入れてください。
12	No.20	つい最近、他市から浦添市に移転しました。本日、浦添市の証明は出せないといわれました。提出は不要ですか？	つい最近移転してきたのであれば、以前、所在地のあった市町村の滞納のない証明書(または完納証明書)を提出してください。
13	No.20～24	納税証明書や滞納のない証明書について、納税の猶予許可を受けている場合はどのような書類を提出する必要があるか？	「滞納の猶予許可通知書」等の納税が猶予されている書類をご提出ください。
14	No.20 No.23	本社が県外で、市内に営業所がある場合、「20. 市町村税の滞納のない証明書」や「23. 都道府県税の滞納のない証明書」等は本社と営業所どちらの市町村・都道府県から発行されたものを提出したら良いか？	本社の所在地にある市町村・都道府県から発行されたものを提出して下さい。

15	No.23	「都道府県税の滞納のない証明書」で、(全税目の滞納のない証明書)を提出する場合、何期分の証明書を発行してもらえば良いのか？	沖縄県の県税事務所の場合、「納税証明書交付請求書」の中にある「県税全税目の滞納のない証明」にチェックを入れて請求すると、請求時点までの滞納のない証明が発行されます。
16	No.23	No.20に『東京都の場合は法人都民税』と記載されているが、番号23と同じ証明書のため添付しなくてもいいか？	東京都の場合、No.23の添付書類は省略してもかまいません。
17	No.29	「営業年数」について、経審に書かれている営業年数と、法人になってからの営業年数が違う場合どちらを書いたらいいか？	電算入力表の記入例にも書かれているように、経審に書かれている年数を書いてください。
18	No.30	「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の更新時期が12月のため、受付期間中に間に合うか分からない。どうしたらいいか？	現在保有(有効期限内)の経審の写しを提出してください。新しい経審が届き次第、変更届(様式第6号)と一緒に提出してください。なお、本市へR7.12.19(消印有効)までに新しい経審が届いた場合は、既に提出していた経審と差替えます。R7.12.19以降に届いた場合は令和8年度名簿登録後に変更処理致しますので、ご了承ください。
19	証明書類	添付する証明書類は写しでも大丈夫か？	提出書類一覧表の「備考」に「写し不可」と記載がない書類については、写しで構いません。ただし、数字や文字の潰れなど、不鮮明な書類は再度提出いただきますのでご注意ください。
20	申請後の納税証明書の提出	提出一覧表の欄外に、「20、24の書類は、申請後も決算年度毎に確認します・・・」とありますが、提出期限はありますか？	各業者で決算月が異なるため、決算が反映された最新の納税証明書が発行できる時期に、速やかに提出をお願いいたします。
21	建設業労働災害防止協会加入証明書	この証明書も3か月以内のものですか？	発行日が基準日より1年以内のものでお願いします。
22	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	この証明書も3か月以内のものですか？	経審に「有」になっていれば、提出の必要はありません。「無」になっていれば証明書が必要となりますが、その場合、発行日が基準日より1年以内のものでお願いします。
23	電算入力表	職員総数(正職員)とありますが、役員は含みますか？	役員は含みません。しかし、その役員が現場配置技術者として従事している場合は含めてください。
24	電算入力表	登録できる業種ですが、本社と受任先の営業所で許可のある業種が異なる場合、どちらの業種で登録できますか？	受任先の営業所にて許可のある業種が登録の対象となります。